

資料 1

第 4 回 水道料金審議会 資料

答申書（案）について

令和 8 年 6 月 30 日
森町役場 上下水道課

(案)

令和8年7月 日

森町長 太 田 康 雄 様

森町上下水道事業の料金等審議会
会長 佐 藤 和 美

森町上水道の水道料金のあり方について（答申）

令和7年10月24日付け森水第76号による諮問について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約したので答申します。

記

森町水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少等に伴う有収水量の減少による給水収益の減少、老朽化による水道施設の更新、大規模地震に備えるための水道施設の耐震化等、多くの課題が山積しており、今後も厳しい経営状況が予測される。

このような状況において、当審議会では、前回の料金改定による結果を踏まえ、改めて今後の安定した水道事業経営のための適正な料金体系について慎重に議論を重ねた結果、災害にも備え、将来も安定した水道事業の運営を継続するには、料金改定が必要であり、使用者全体で支える持続可能な水道事業を目指すべきとの結論に至った。

1 経営課題について

給水収益が減少する中で、人件費や諸物価の高騰による施設の更新・耐震化及び維持管理コストが増大している。そうした状況に対し、森町水道事業がこれまでに取り組んできた持続可能な安定経営への主な取り組みは以下のとおりである。

引き続き、中長期的な視点を持ち、計画的に事業の効率化を図りながら、コスト削減に努めていくことが必要である。

- ・管理係2名（経理担当）、工務係3名（工事担当）と最少人員で対応
- ・料金回収・滞納整理を直営職員で対応し、外部委託費を削減
- ・工事に必要な設計を直営又は部分的に直営とすることで設計委託費を削減
- ・地元住民の協力を得ながら、工事費の大きい不断水工事を避けて、断水工事として工事費を削減
- ・他部署の道路工事等と併せて事業を実施することにより、舗装復旧に掛かる費用を削減

- ・漏水対応及び、夜間対応を直営で行うことで、外部委託費を削減
- ・再検針を直営で行うことで、外部委託費を削減
- ・施設管理や水質検査（毎日検査）を直営で行うことで、外部委託費を削減
- ・料金システムに町の総合管理システムの機能を利用し、費用を削減

2 水道料金改定に係る検討について

森町水道事業では、令和5年度に料金改定を行い、経営の安定化、水道施設の更新や耐震化を進めてきた。

また、令和6年度には、水道事業の中長期的な経営の基本計画である平成30年度策定の「森町水道事業経営戦略」の見直しを行い、今後の財政収支見通しに基づき、持続可能な水道の安定供給、事業の健全経営を持続するためには、水道料金の見直しが必要であるとの判断に至った。

3 料金の算定期間（改定頻度）について

水道料金の算定期間は、「算定時からおおむね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。（水道料金算定要領 令和7年2月：日本水道協会）」とされている。

前回審議会では、1回当たりの改定率を抑えることができ、社会情勢の変化にも対応しやすいことから、料金算定期間を3年としていた。

しかしながら、審議会開催の間隔が短く、料金改定の結果の検証が不十分な状況となるため、料金改定の算定期間は4年とすることが適切である。

4 料金改定率について

料金算定期間を令和9年度から令和12年度までの4年間とし、財政収支見通しで算定した料金収入である約3億1,700万円（令和9年度～令和12年度の平均額）を確保できる料金体系を検討した結果、平均改定率を24.4%とする料金体系が適切との結論に至った。

5 料金体系について

(1) 基本料金

現行料金体系では、口径別に基本料金が設定されており、基本料金には口径別に基本水量が付与されている。

今回の料金改定においても、これまでどおり口径別の基本料金を設定する。
また、基本水量の付与は現在と同様のものとする。

(2) 超過料金

現行は、基本水量を超える使用水量に対し、全口径同一料金である。

今回の料金改定でも、負担の公平性を図る観点から、全口径同一料金を維持するものとする。

以上を踏まえ、本審議会で採択した料金改定案を別紙 1 に示す。

6 料金改定日

料金改定に当たっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定日は令和 9 年 4 月 1 日が適切であると考ええる。

7 付帯意見

(1) 基本水量について

今回の料金改定では、基本水量の付与は現在と同様のものとしたが、今後の料金改定においては、基本料金と併せて基本水量の付与について検討が必要であると考ええる。

(2) 基本料金について

今回の審議会では、複数の料金体系案を審議した結果、比較的基本料金に重点を置いた料金改定案を採択するに至った。

今後も水需要の減少が見込まれる中、安定した料金収入を確保するためには、今後も基本料金により重点を置いた料金体系が望ましいと考える。

(3) 使用者への広報について

使用者に対し、水道事業の重要性や料金改定の必要性について分かりやすく丁寧な周知を行った上で、料金改定を実施することが望ましいと考える。

【森町水道料金改定 案】

改定案

(消費税抜き、1か月分)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13ミリメートル	8立方メートル	1,450円	1立方メートルにつき 135円
20ミリメートル	10立方メートル	2,950円	
25ミリメートル	10立方メートル	3,750円	
30ミリメートル	15立方メートル	5,550円	
40ミリメートル	15立方メートル	10,100円	
50ミリメートル	20立方メートル	14,950円	
75ミリメートル	50立方メートル	34,800円	
100ミリメートル	50立方メートル	54,750円	

改定前

(消費税抜き、1か月分)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13ミリメートル	8立方メートル	1,100円	1立方メートルにつき 110円
20ミリメートル	10立方メートル	2,250円	
25ミリメートル	10立方メートル	2,850円	
30ミリメートル	15立方メートル	4,250円	
40ミリメートル	15立方メートル	7,750円	
50ミリメートル	20立方メートル	11,500円	
75ミリメートル	50立方メートル	26,750円	
100ミリメートル	50立方メートル	42,100円	

委員名簿

番号	職名	氏名	条例上の区分	備考
1	会長	佐 藤 和 美	学識経験者	静岡産業大学名誉教授
2	副会長	川岸和花子	その他町長が必要と認める者	森町議会議員
3	委員	西 田 彰	その他町長が必要と認める者	森町議会議員
4	〃	鈴 木 康 之	公共的団体の役職員	森町商工会会長
5	〃	比奈地敏彦	公共的団体の役職員	森町社会福祉協議会会長
6	〃	山 本 玲 子	公共的団体の役職員	森町男女共同参画推進委員会委員長
7	〃	岡田スミエ	公共的団体の役職員	森町消費者クラブ会長
8	〃	野 口 正 美	水道使用者（企業）	町内企業関係者
9	〃	鈴 木 宏 明	水道使用者（町内会）	町内会関係者

任期：令和 7 年10月24日から諮問事項の審議が終了するまで